

会員事業所 各位

北海道デイサービスセンター協議会  
会長 岸田 喜幸

新型コロナウイルス感染症発生事業所への見舞金の支給について（通知）

本会事業の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、新型コロナウイルス感染症の感染者発生事業所への見舞金の支給について、下記のとおり実施いたします。  
つきましては、申請方法等についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 見舞金について

- (1) 対象範囲 令和5年度内に連続して5営業日以上休業した会員事業所
- (2) 対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日の発生分
- (3) 金 額 1事業所一律5万円（過年度に支給済みの事業所は対象外）
- (4) 申請方法 別添「申請書」にて本会事務局あてに申請
- (5) 送金方法 後日、指定の口座に振り込み

【北海道デイサービスセンター協議会事務局】  
北海道社会福祉協議会  
法人・施設支援部 施設福祉課（担当：河野<sup>こうの</sup>）  
T E L 0 1 1 - 2 4 1 - 3 7 6 6  
F A X 0 1 1 - 2 8 0 - 3 1 6 2  
E-Mail daykyo@dosyakyo.or.jp